

## 4 都市施設整備状況

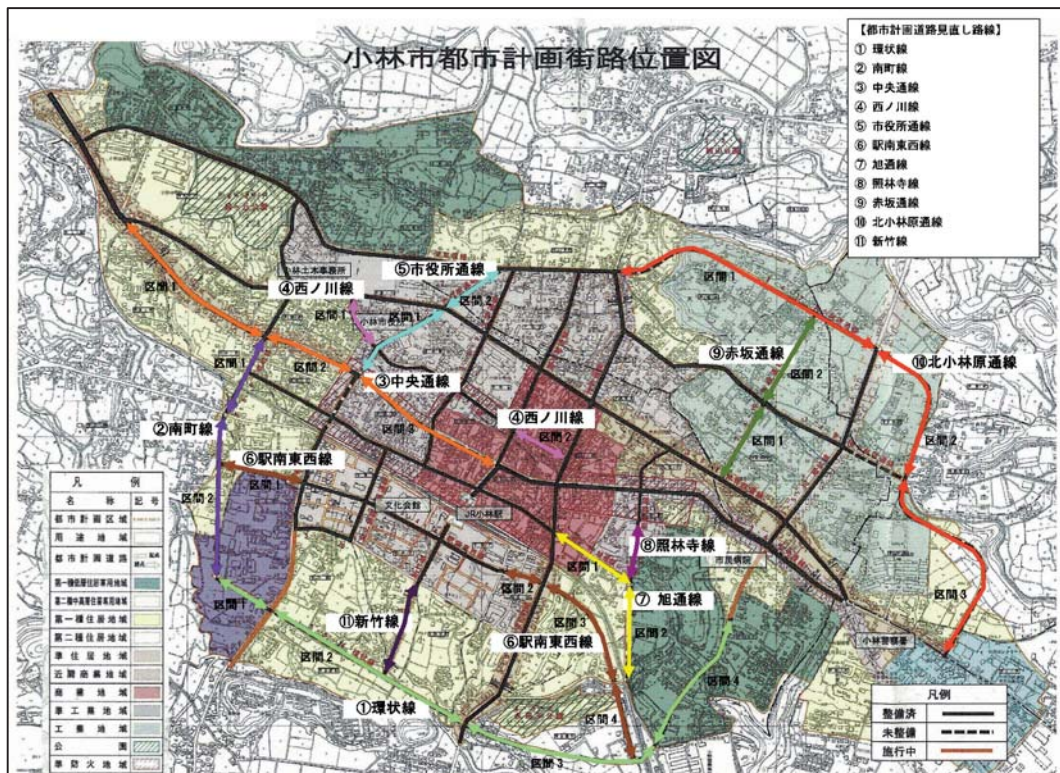
### (1) 道路

都市計画道路は、20 路線 28,250m を決定していますが、整備率は 60% 程度です。人口減少社会を迎え、必要性が低下している路線もあることから、現在、都市計画道路の見直しを進めています。

表：都市計画道路の整備状況

(単位：m, %)

路線名	計画決定		整備率	当初計画決定年月日
	幅員	延長		
3・5・1 伊東塚線	12	2,350	100	H1.6.1
3・6・2 体育館通線	11	2,940	100	H9.12.4
3・6・3 西ノ川線	11	970	57	S59.10.1
3・3・4 中央通線	22	3,370	56	H8.2.8
3・5・5 旭通線	12	1,770	66	H8.2.15
3・5・6 南町線	12	1,330	35	S63.9.2
3・6・7 市役所通線	11	600	0	S63.9.2
3・4・8 夷守線	16	1,120	78	H15.3.24
3・5・9 文京通線	12	710	100	S63.9.2
3・5・10 高千穂通線	15	830	100	S63.9.2
3・6・11 仲町通線	11	770	100	S59.9.25
3・5・12 永田町線	12	930	100	H9.12.4
3・6・13 照林寺線	8	500	60	S59.10.1
3・4・14 駅南東西線	16	1,850	41	H15.9.11
3・3・15 新竹線	18	570	41	H15.9.11
3・5・16 環状線	12	3,100	24	H15.3.24
3・4・17 北小林原通線	16	2,350	0	H1.5.19
3・4・18 南小林原通線	16	1,100	93	H12.6.26
3・4・19 赤坂通線	16	590	0	H1.5.19
3・5・20 文化会館西通線	14	500	100	H8.2.8
合計		28,250	60	

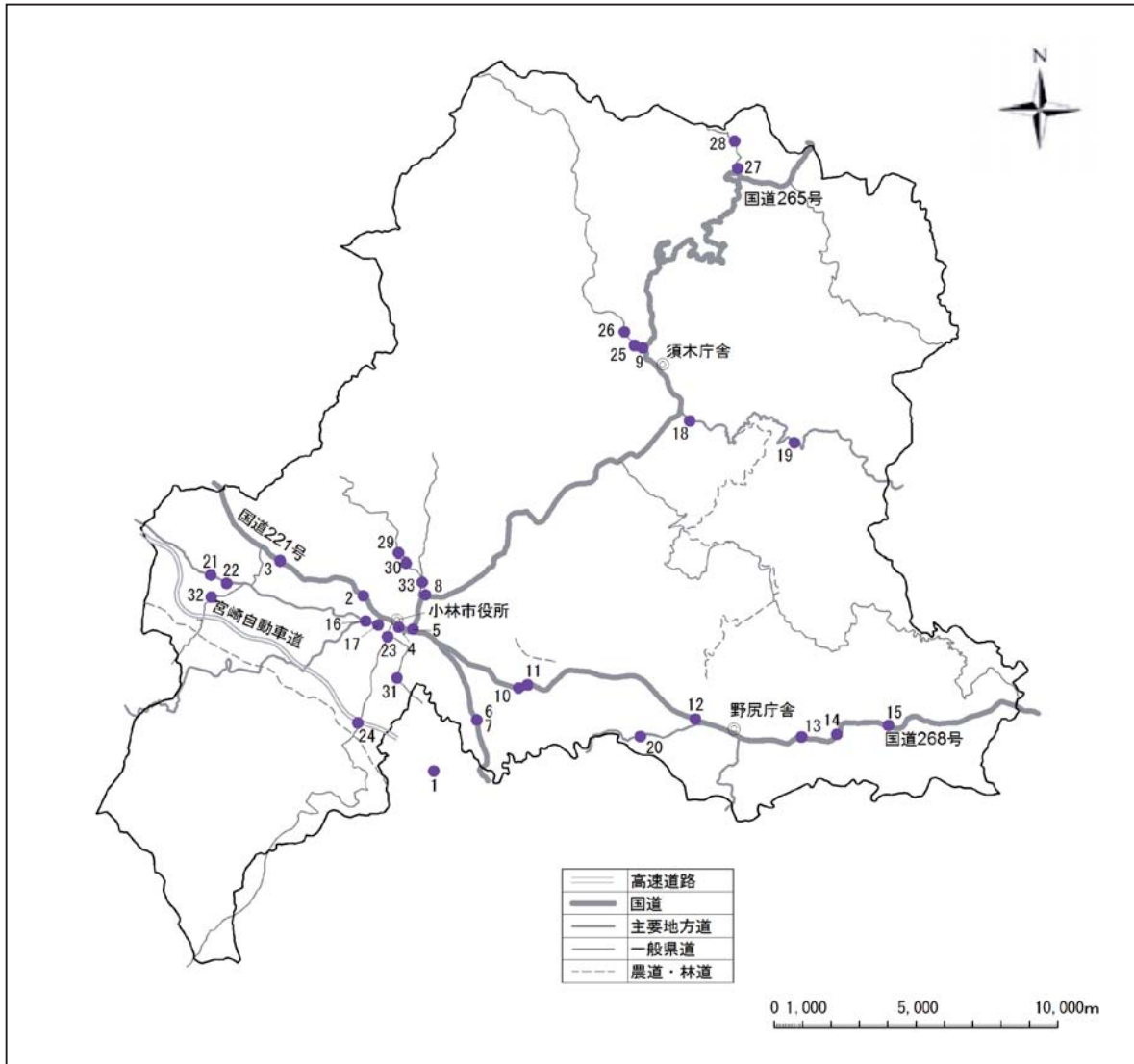


図：都市計画道路見直し路線位置図



また、下図のポイントにおける交通量を次頁に示します。

交通量を確認すると、国道 221 号と国道 268 号はいずれも 10,000 (台/12h) を超える台数であり、本市とえびの市や宮崎市、都城市を結ぶ広域的な幹線道路としての機能を有していることがわかります。



図：交通量観測ポイント図

【資料：道路交通センサス】



表: 交通量の推移

(単位: 台)

路線名	番号	観測地点名	調査年	12時間(秋季:7:00~19:00)		
九州縦貫自動車道	1	小林IC~高原IC	平成22年	6,087		
			平成17年	5,987		
			平成11年	6,059		
国道221号	2	細野字売子木	平成22年	12,060		
			平成17年	11,446		
			平成11年	13,194		
			3	石氷橋	平成22年	12,687
					平成17年	11,446
					平成11年	13,194
			4	細野字榎原	平成22年	10,797
平成17年	10,371					
平成11年	9,951					
国道265号	8	真方	平成22年	5,373		
			平成17年	4,975		
			平成11年	5,131		
			9	須木中河間	平成22年	209
					平成17年	216
					平成11年	372
国道268号	10	三ヶ野山	平成22年	12,592		
			平成17年	10,911		
			平成11年	10,498		
	11	瀬戸ノ口	平成22年	11,144		
			平成17年	10,911		
			平成11年	10,498		
	12	東麓	平成22年	10,128		
			平成17年	10,902		
			平成11年	10,547		
13	東麓	平成22年	10,459			
		平成17年	10,035			
		平成11年	10,035			
14	天ヶ谷	平成22年	7,814			
		平成17年	8,178			
		平成11年	9,064			
15	紙屋	平成22年	96			
		平成17年	186			
		平成11年	280			
(主)小林えびの高原牧園線	16	大字細野堀ノ内	平成22年	2,708		
			平成17年	3,174		
			平成11年	2,572		
(主)宮崎須木線	17	大字細野箱町	平成22年	4,672		
			平成17年	4,631		
			平成11年	4,152		
(主)高原野尻線	18	須木大字下田字麓	平成22年	6,230		
			平成17年	6,136		
			平成11年	6,285		
(主)京町小林線	19	須木麓	平成22年	1,386		
			平成17年	872		
			平成11年	862		
(一)霧島公園小林線	20	猿瀬	平成22年	6		
			平成17年	147		
			平成11年	147		
(一)中河間多良木線	21	南西方4942-13	平成22年	1,345		
			平成17年	1,059		
			平成11年	916		
(一)槻木田代八重線	22	南西方轟木	平成22年	7,988		
			平成17年	7,385		
			平成11年	7,635		
(一)石阿弥陀五日市線	23	大字細野字古藪前	平成22年	409		
			平成17年	614		
			平成11年	407		
(一)西麓小林線	24	大字細野新田	平成22年	2,384		
			平成17年	2,205		
			平成11年	2,128		
(一)生駒高原北西線	25	須木中原	平成22年	6		
			平成17年	147		
			平成11年	147		
(一)木浦木小林停車場線	26	須木中原	平成22年	1,345		
			平成17年	1,059		
			平成11年	916		
(一)真方字西ノ村	27	北西方永久津	平成22年	7,988		
			平成17年	7,385		
			平成11年	7,635		
(一)港津	28	真方字西ノ村	平成22年	409		
			平成17年	614		
			平成11年	407		
(一)南西方東大出水	29	真方字西ノ村	平成22年	2,384		
			平成17年	2,205		
			平成11年	2,128		
(一)真方向江馬場	30	北西方永久津	平成22年	7,988		
			平成17年	7,385		
			平成11年	7,635		
(一)港津	31	真方字西ノ村	平成22年	409		
			平成17年	614		
			平成11年	407		
(一)南西方東大出水	32	真方字西ノ村	平成22年	2,384		
			平成17年	2,205		
			平成11年	2,128		
(一)真方向江馬場	33	北西方永久津	平成22年	7,988		
			平成17年	7,385		
			平成11年	7,635		

【資料: 道路交通センサス】



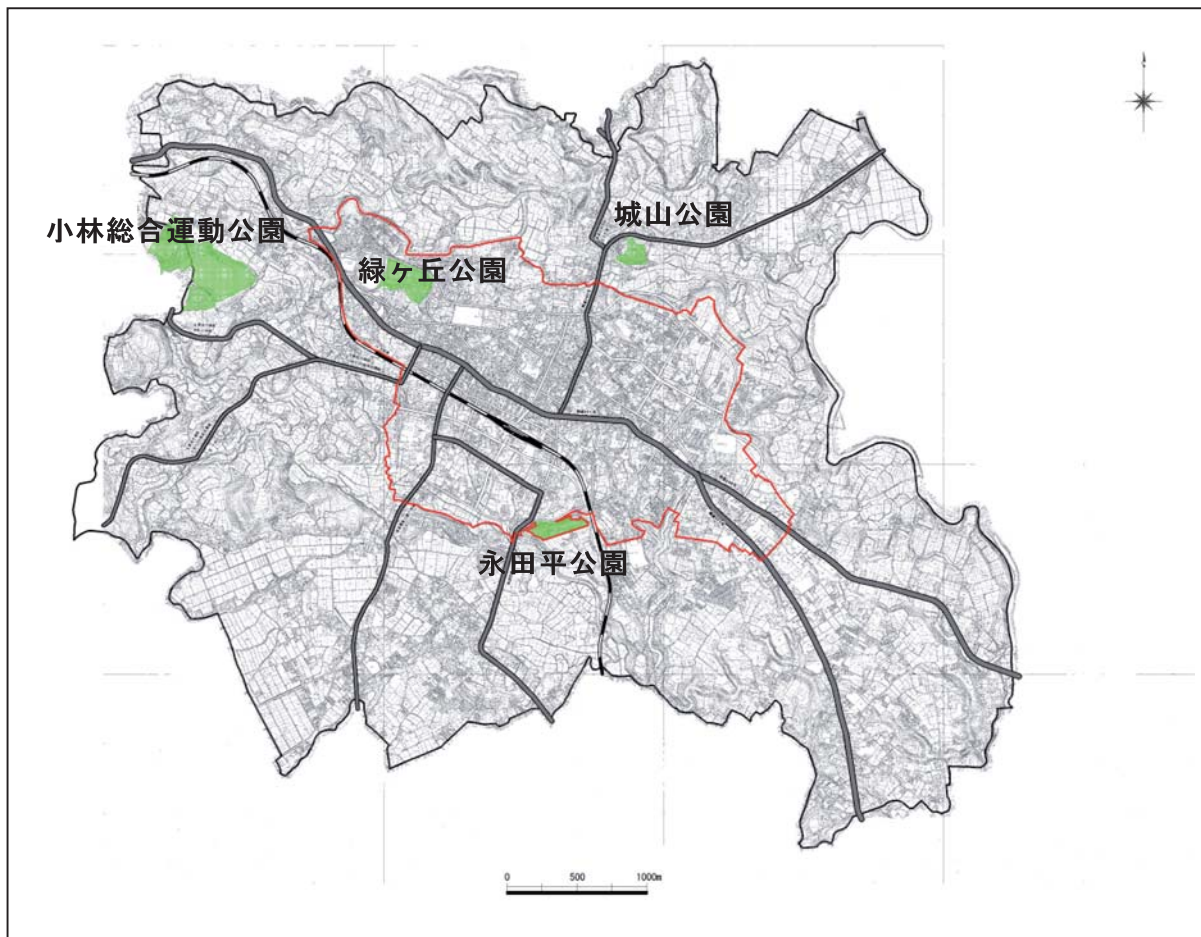


## (2) 公園

都市計画公園は4箇所 36.70ha を決定しています。市街地西側に対して、東側の公園密度が低くなっています。

表:都市計画公園等の整備状況

種別	名称	計画面積 (ha)	決定年月日	事業期間
都市計画公園	3・3・4城山公園	2.10	S59.11.30	未着手
都市計画公園	4・4・1緑ヶ丘公園	7.70	H25.12.5	決定時公園として既に整備済み
都市計画公園	3・4・2永田平公園	2.80	S41.12.3	〃
都市計画公園	6・5・1小林総合運動公園	24.10	H8.10.24	S55.6.27～H15.3.31
都市計画公園合計(4箇所)		36.70		



図：都市計画公園位置図



### (3) 下水道

下水道事業（小林処理区）については、全体計画区域 630ha に対して、認可計画区域は 375ha です。また、認可計画区域内の整備率は 75.5% の状況です。一方、野尻処理区については、全体計画区域 70ha に対する整備率は 100% の状況になっています。

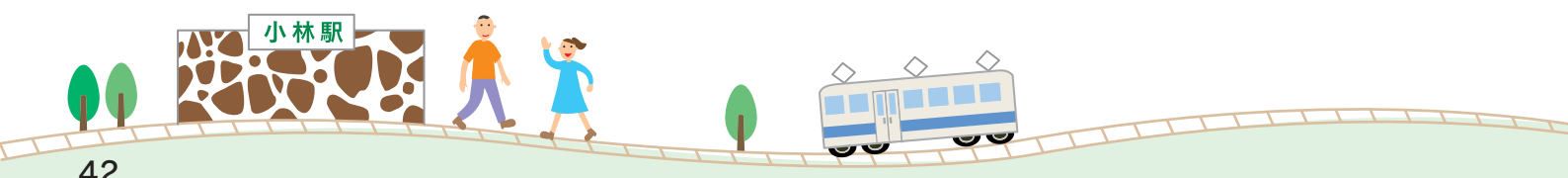
表：下水道の整備状況

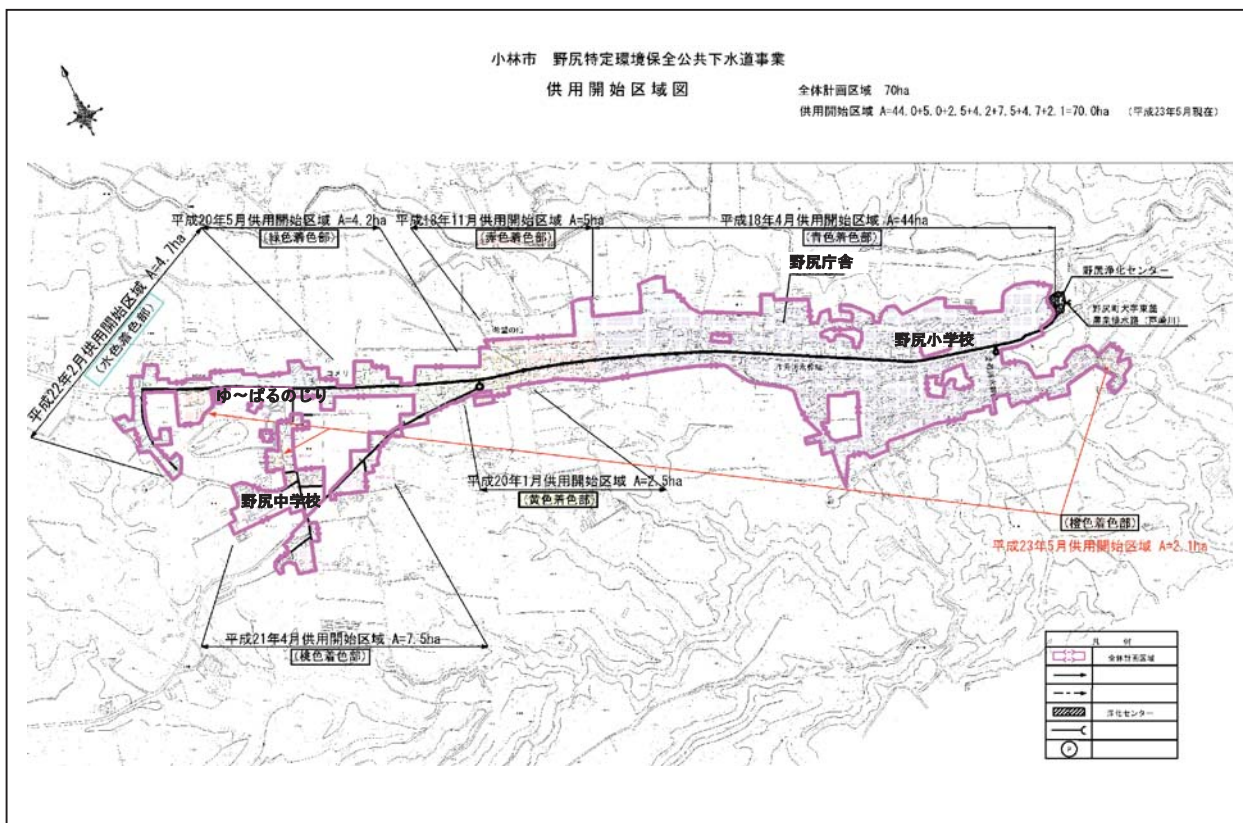
区分	地区名等	全体計画区域		認可計画区域		整備済区域		整備率(全体計画区域)		整備率(認可区域)	
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(%)	人口(%)	面積(%)	人口(%)
公共下水道事業	小林処理区	630	19,000	375	9,000	283	8,421	44.9	44.3	75.5	93.5
	野尻処理区	70	1,420	70	1,420	70	1,420	100.0	100.0	100.0	100.0
計		700	20,420	445	10,420	353	9,841	50.4	48.2	79.3	94.4



【資料：小林市庁内資料】

図：公共下水道事業 供用開始区域図（小林処理区）





【資料：小林市市内資料】

図：公共下水道事業 供用開始区域図（野尻処理区）



## (4) 上水道

小林地区の簡易水道は、地区の民営から公営として受け継いだ施設が多く、施設の未整備および老朽化が進んでおり、給水コストが高い状況にあります。各水道施設の効率的な管理と財政基盤の強化を目的として、民営を含めた各簡易水道の統合、さらに上水道への統合を進めていく必要があります。

須木地区の簡易水道は4つの簡易水道があり、うち3箇所については河川の表流水を取水しての水源となっているため、雨季や台風等のたびに取水給水に著しい支障をきたしています。このため、安全で安定した水量を確保できる水源の確保が求められています。

野尻地区は上水道と5つの簡易水道があります。水源は、地形的に起伏が大きいため、小規模な数多くの井戸となっています。このため、施設が散在しており、多くの設備とそれを稼動するための多額の経費が必要になっています。

表:水道整備状況

			H21	普及率構成比 (%)
行政区域人口(人)	推計人口 (A)	小林地区	39,011	-
		須木地区	2,068	-
		野尻地区	8,447	-
	計 (A)		49,526	-
水道給水人口(人)	上水道	小林地区	25,606	65.64
		須木地区		0.00
		野尻地区		0.00
		小計	25,606	51.70
	簡易水道	小林地区	10,234	26.23
		須木地区	1,943	93.96
		野尻地区	7,804	92.39
		小計	19,981	40.34
	地区別計	小林地区	35,840	91.87
		須木地区	1,943	93.96
野尻地区		7,804	92.39	
計 (B)		45,587	92.05	
未給水人口(人)	A - B	小林地区	3,171	8.13
		須木地区	125	6.04
		野尻地区	643	7.61
	計		3,939	7.95
水道普及率(%)	(B ÷ A) × 100	小林地区	91.87	-
		須木地区	93.96	-
		野尻地区	92.39	-
	計		92.05	-

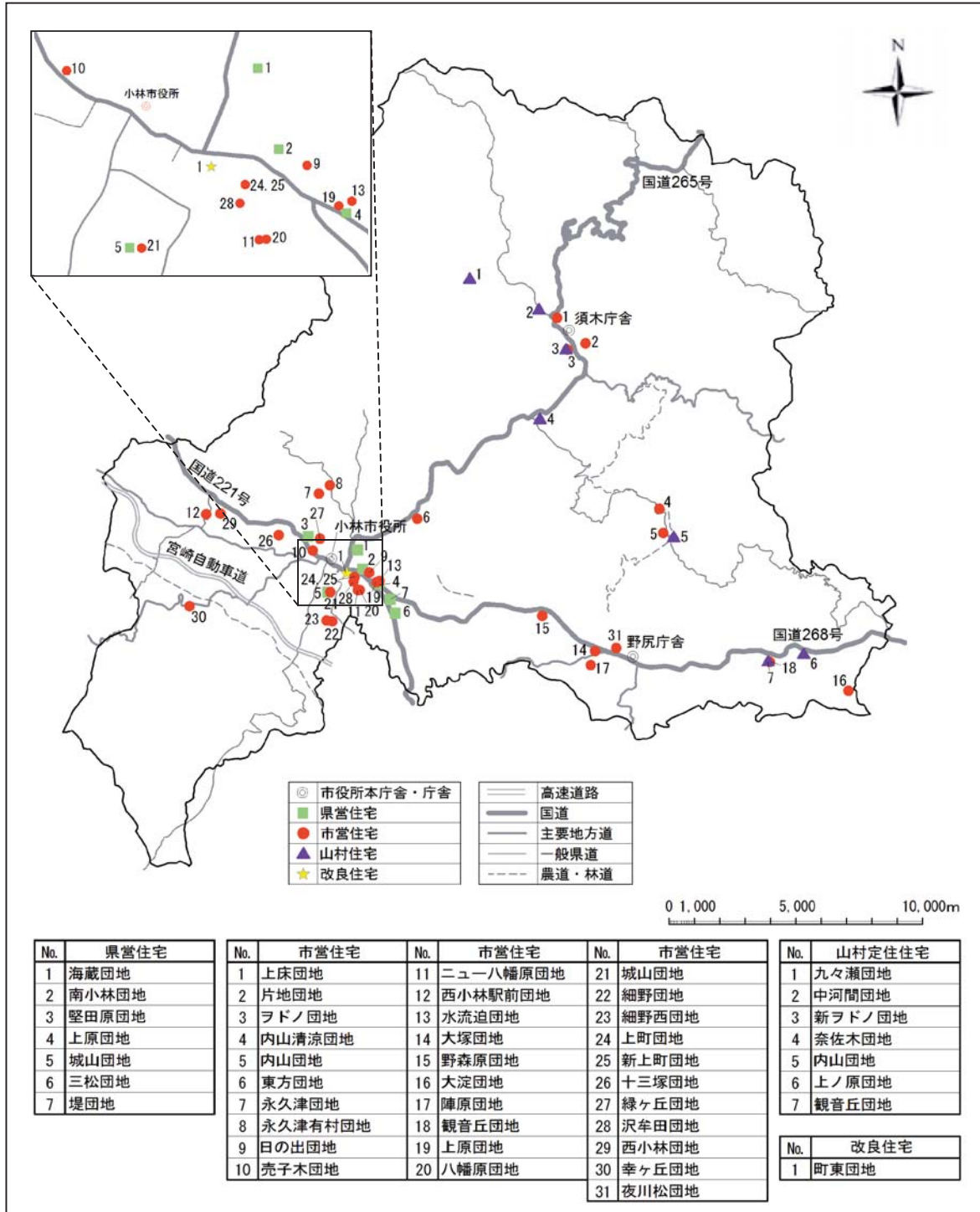
【資料：小林市庁内資料】





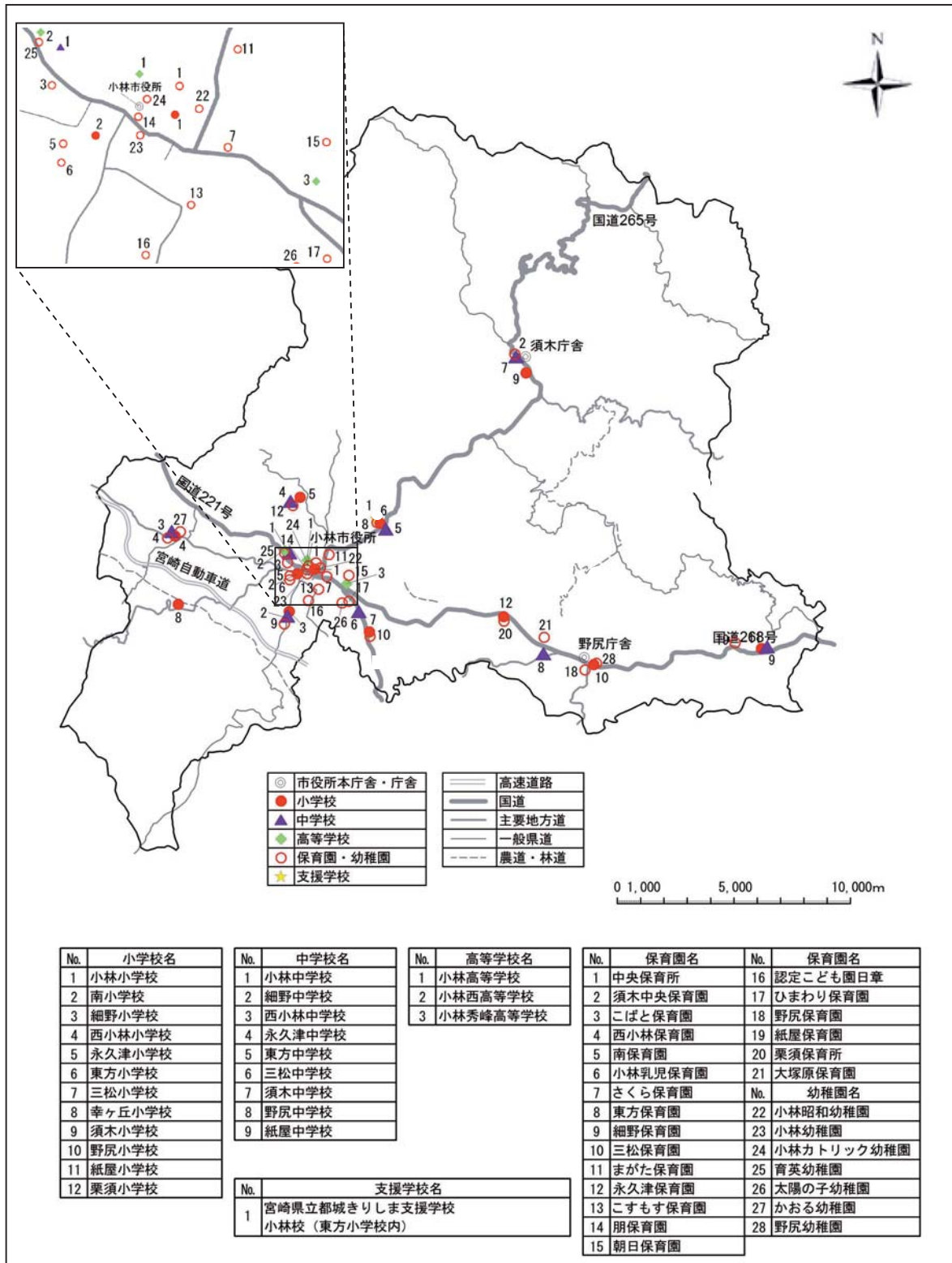
## (5) 公共公益施設

公営住宅、学校教育施設、生活関連施設、福祉関連施設の位置図を示します。



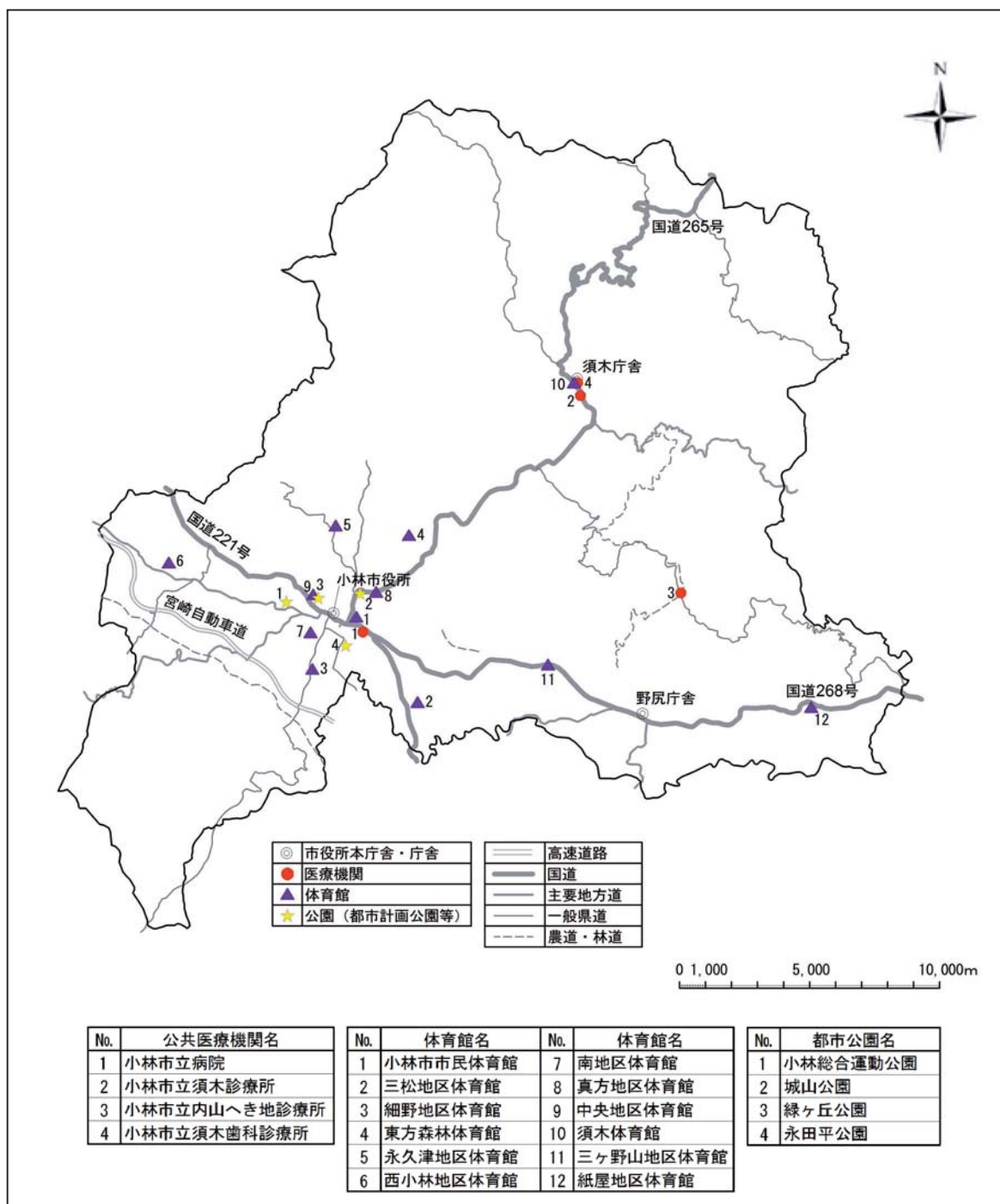
図：公営住宅配置図

【資料：国土利用計画（小林市計画）】



【資料：国土利用計画（小林市計画）】  
**図：学校教育施設等配置図**

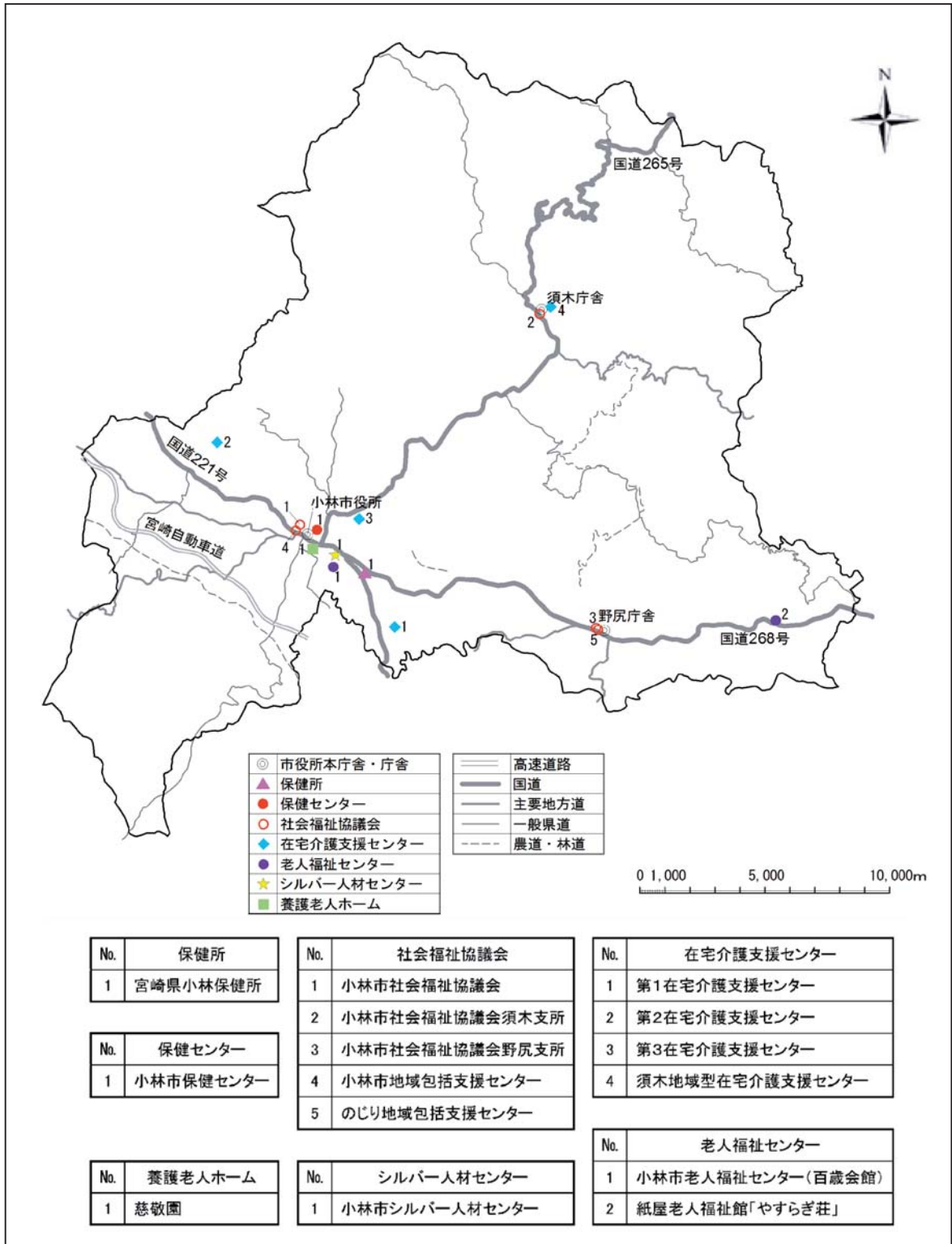




【資料：国土利用計画（小林市計画）】

図：生活関連施設配置図





【資料：国土利用計画（小林市計画）】

図：福祉関連施設配置図



1 上位計画

(1) 小林市総合計画（平成 23 年度～平成 28 年度）

まちづくり の基本方針	<p>【基本理念】：「人々の知恵と融和で築くまちづくり」</p>
	<p>【将来都市像】：「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き 元気あふれる交流都市 小林市」</p>
	<p>本市は緑の自然と豊かな台地や平野を背景として、悠久の歴史に培われた伝統・文化や優れた産業を有しています。将来にわたって、これらの豊かな自然と共生し、歴史に裏打ちされた地域資源を大切にするとともに、広域交通網を活用した南九州中部の交流拠点都市として、まちが元気にあふれ、みんなが活気に満ちたまちづくりを進めます。</p>
	<p>霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き 元気あふれる交流都市 小林市</p> <p>◆「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き」とは 本市の個性豊かな「人」と「産業」、「歴史」、「自然」などの地域資源が相互にからみ合いながら、いきいきとしたまちづくりを進めていくことを意味します。</p> <p>◆「元気あふれる交流都市」とは 「健康で前向きな人」、「活気に満ちた産業」、「悠久の歴史」、「豊かな自然」が元気にあふれ、子どもから大人まですべての人が自分たちのまちに誇りを持ち、本市内外の人やまちと盛んに交流する都市を意味します。</p> <p>人</p> <p>人々の知恵と融和で築くまちづくり</p> <p>自然 産業</p> <p>歴史</p>

### **基本方針1 自然と共生する美しい安心安全のまち**

山岳、森林、高原、河川などの自然や農地の緑の中で、多様な生物が息づく豊かな生態系が形成された環境を大切な財産として保全します。特に本市北東部及び南西部の緑豊かな森林は、今後とも保全するとともに、北部の九州山地については多様な樹種を植栽して美しい一大パノラマ景観の形成を図ります。

また、人々の身近な生活空間に自然が満ち溢れ、その自然や緑を背景とした美しい街なみを整備するとともに、地球温暖化物質等の排出抑制、資源やエネルギーの有効利用、新エネルギーの導入などを通して、生活・産業などのすべての人間活動と自然環境が調和した持続可能な循環型社会を構築し、人と自然が将来にわたって共生するまちをめざします。

さらに、美しいまちづくり、特に、ごみ処理をはじめ、上下水道などの生活基盤の充実を通して、あらゆる世代の市民が安全で、安心して多様な生活スタイルを享受できる生活環境を整備し、生涯にわたって快適に暮らせるまちをめざします。

中でも、風水害や地震などの災害及び多様化する犯罪からの安全を確保し安心して生活できるまちをめざします。

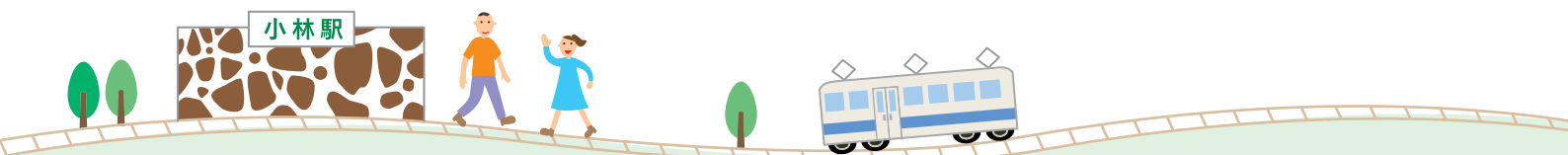
### **基本方針2 助け合いとともに生きる生涯現役のまち**

高齢社会を迎えて、保健・医療・福祉体制の充実と、地域ぐるみで高齢者や要支援者等への支援を行うとともに、地域の実情に合わせた施設の配置と各施設のネットワークを図り、市民にとって身近でしかも高度な対応が可能となる環境づくりを推進します。

また、国が取り組む「健康日本 21」の理念の啓発などにより、病気になる前の健康対策の充実、介護保険制度の十分な活用と介護保険対象外サービスを充実するとともに、ノーマライゼーション(だれもが等しく同じ環境で暮らすことが普通とする考え方)思想の啓発と地域環境のバリアフリー(無障壁)化を図ります。

さらに、子育て情報の提供を行い、地域ぐるみでの子育て支援体制づくりを進め、安心して子どもを産み育てる環境を整備します。

併せて、交流や助け合い活動を通して、みんなが心身ともに安心して、しかも、生きがいをもって暮らせるまちをめざします。





### **基本方針3 地域の活力を創出する産業交流のまち**

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。そのため、本市特有の気候、地形、土壌、水と緑などの自然的条件や南九州中部に位置し、九州縦貫自動車道や宮崎自動車道及び九州新幹線全線開業などの交通基盤が整備された地理的条件などを生かして、様々な産業が花を咲かせることが重要です。

農林業は、生産基盤の整備と生産物のブランド(銘柄の確立)化や高付加価値化を図るとともに、多面的な機能を生かし、グリーンツーリズム(農村体験活動)の展開など「農」・「林」が地域資源と連携した新しい稔り豊かな産業へと発展を図ります。

市民の雇用と生活の安定に寄与してきた地場産業は、広域的・総合的な視点に立って、企業間の連携を図り、知恵と工夫により新たな枠組みを構築して振興を図ります。

また、歴史に裏付けされた地域資源を見直し、産業の活性化に生かすとともに、新しい技術や活力ある企業の誘致を進め、雇用の場の創出や地域資源と結びついた本市のブランドの確立などを通して活力に満ちたまちをめざします。

観光については、各地域の豊かな自然や温泉、歴史文化などの観光資源に加えて特色ある農産品や運動公園等を総合的に活用して、滞在型・体験型の自然系観光・レクリエーションのまちをめざします。中でも、スポーツ合宿の誘致などを通じた健康・スポーツランドづくりを推進します。

### **基本方針4 個性あふれ次代を担う学習文化のまち**

学校・家庭・地域の連携を図るとともに若者の地域定着を図り、自らふるさとづくりに参画する教育環境づくりを進めることが大切です。

学校教育については、小中一貫教育により系統性・一貫性のある教育を推進し、学力向上や人間性豊かな子どもの育成、体力向上の充実を図ります。

また、子どもたちが質の高い教育が受けられるように、教員の資質向上に努めるとともに子どもたちを取り巻く教育環境の整備・充実に努めます。

生涯学習については、まちづくりの拠点となる公民館などの施設や高齢者、ボランティア、NPO などの人材を有効に活用した“いつでも・どこでも・だれでも”学習できる生涯学習や文化活動の支援とスポーツ・レクリエーション活動の受け皿となるスポーツ施設や学校施設の有効利用などを推進します。

特に、将来を担う子どもたちの人格形成の場としてふさわしい環境を整備するとともに、本市の将来を担う地域のまちづくりリーダーを育成し、自分たちのまちに誇りをもってみんながいきいきと暮らせるまちをめざします。

また、地域の歴史に培われた地域文化資源の掘り起こしやその価値の見直し、それらの文化資源のネットワーク化などを通して、歴史と文化が薫るまちづくりを推進するとともに、地域の伝統や文化などの伝承活動の活性化をはじめとする支援体制を充実します。

さらに、広域交通基盤の整備が進み、地方ならではの豊かさが見直される中、文化・スポーツ・産業・観光など各分野での個性あふれる多彩な地域間交流、国際的な交流を推進します。

#### **基本方針5 住む喜びを実感できる生活優先のまち**

地域の個性的な資源を生かしながら、それぞれの地域が自分たちの役割を認識し、連携することによって、本市の豊かな地域資源と都市機能が調和したまちをめざします。また、都市化に対応した土地利用、都市基盤、情報通信基盤などの市民の生活を支えるまちづくりを推進します。

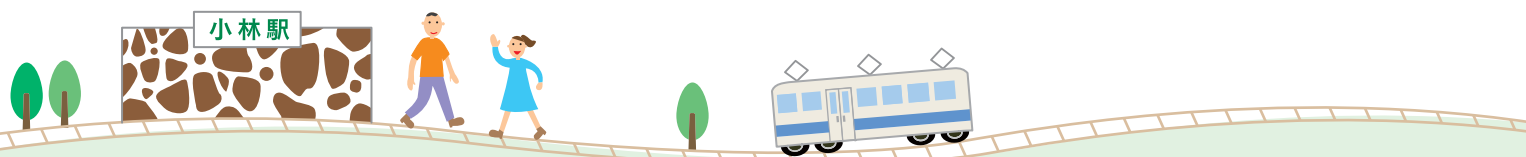
さらに、複雑多様化する市民の生活ニーズに対応した中心市街地の活性化、本市の生活拠点間を結ぶ道路と宮崎自動車道や国道などの広域幹線道路とのバランスのとれた道路ネットワーク、地域間を結ぶ公共交通機関などの都市基盤の充実やバリアフリー化を図り、すべての人にやさしく安全でしかも快適な都市環境が整ったまちをめざします。

#### **基本方針6 語らいとふれあいある参画・協働のまち**

地方分権下におけるこれからのまちづくりは、積極的な行政情報の提供や市民ニーズの把握など、市民と行政の情報共有を図りながら進めることが大切です。

市民ニーズが多様化・高度化する今日、コミュニティの再生・活性化支援、行政への市民参画の推進、ボランティア・NPO活動の推進・支援、そして男女がよきパートナーとして活躍できる男女共同参画の推進、人権の尊重など、その取組への期待もますます高まっています。

このような視点を踏まえ、市民と行政が信頼関係を築いた上で一体となって取り組む“協働のまちづくり”を進め、市民生活に密着した効果的な事業の展開と市民の満足感を高めるまちづくりをめざします。



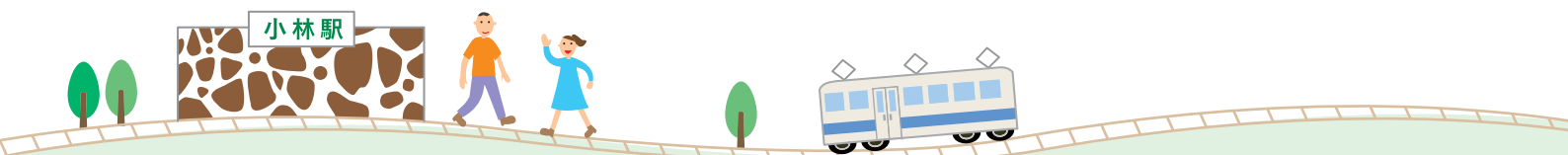
将来像実現  
のための  
基本方針

さらに、将来にわたって充実した市民サービスを提供するため、積極的に行政改革を推進することはもちろん、自主財源の確保に努め、財政の基盤強化と健全化をめざします。



## (2) 国土利用計画（小林市計画）（平成 23 年 3 月）

<p>市土地利用の 基本方針</p>	<p><b>【基本理念】</b></p> <p>市土が現在及び将来における市民の貴重な資源であるとともに、生活及び生産などの諸活動の共通基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件への配慮、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。</p>
<p>市土地利用の 基本方向</p>	<p><b>○ 農用地</b></p> <p>農業就業者の減少と高齢化、担い手不足などによる耕作放棄地の増加、市街地周辺部・集落周辺部の宅地化の進展などにより、農用地は減少傾向にあります。しかし、農業は本市の基幹産業であり、今後さらに、農業の健全な発展を図り、食糧の安定供給を確保するための基盤として、かつ、災害防止・環境保全の面からも、良好な状態で確保し効率的な利用に努める必要があります。</p> <p>このため、担い手の育成や優良農地の確保などにより、活力ある農業を推進することを目標に、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）など土地利用関係法令の一体的な運用を図ります。</p> <p>そして土地の自然的要件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮しつつ、自然や地理的条件などの地域特性を生かして、生産性が高く付加価値の高い農業への転換を図ります。</p> <p>そのために、ほ場整備や農道整備、畑地かんがい整備などの生産基盤整備を進めるとともに、担い手・後継者の育成やブランド化などを推進します。</p> <p><b>○ 森林</b></p> <p>森林面積は、須木地区を中心に市土の 73.4%と大きなシェアを占めています。このうち国有林が 72.6%を占めているのが特徴です。しかし、今日の山林所有規模の零細性と木材不況などの原因により担い手が減少し、森林資源化の整備状況が悪化しつつあります。</p> <p>さらに豊かに広がる森林については、国土保全や水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給、保養・休養の場としての拡充など、その多面的機能が持続的に発揮されるよう計画的な整備・管理を進めていきます。</p> <p><b>○ 原野</b></p> <p>原野は主に山間部にあるため他への活用は難しく、また、貴重な自然環境を形成しているものもあります。そのため生態系及び景観の維持等の観点か</p>





市土地利用の  
基本方向

ら、野生動植物、水生生物の生息地などの貴重な自然環境を擁する区域として維持・保全を図ります。

土地利用転換が望まれる利用可能な原野については、事前に環境影響調査などの実施に努め、周辺環境を考慮した土地利用調整を図ります。

○ 水面・河川・水路

① 水面

大幡池は、ジオサイト（地質遺産）として注目されている自然資源です。周辺の良い自然環境・景観を有する霧島屋久国立公園内の貴重な観光資源として、今後さらに保全していく必要があります。また、小野湖・野尻湖及びその他の溜池については、水源及び治水機能のほか、貴重な生態系を有するものもあり、適正な管理のもとに保全していきます。

なお、河川、水路も含めて、自然の水質浄化作用の向上を図ります。

② 河川

安全で自然に優しいまちづくりを進めるため、本市が河川上流部に位置する立地特性を考慮し、下流部の水質への影響に配慮し、水の有効利用と災害防止に向けた自然環境、生態系に配慮した整備を図ります。

③ 水路

農業用排水路整備を推進するとともに、西諸県圏域における畑地かんがい事業のための用地確保に努めます。

○ 道路

快適で安全性の高い道路交通体系を構築するため、地域再生計画（地域の資源や強みを工夫と知恵により活用しながら、個性ある豊かな地域づくりを達成し、「地域経済の活性化」と「地域雇用の創造」を実現すること。）を策定します。

同計画の中に位置づけられた本市の各地域生活拠点、観光レクリエーション拠点間を結ぶ各地域間連絡道路の整備と、宮崎自動車道や国道などの広域幹線道路が、バランスのとれた道路網を形成するように生活道路などを整備します。

農林道については、農林業の生産性向上及び農用地や森林の適正な管理を図るために必要な用地確保を行います。

なお、これらの道路整備にあたっては、沿道の自然環境・景観及び生活環境の保全に十分配慮し、防災施設としての機能も考慮した用地確保を図ります。

市土地利用の  
基本方向

○ 宅地

① 住宅地

本市における土地区画整理状況を見ると、完了した地区が平成 22 年度末で 2 箇所しか無く、県内でも整備が遅れている状況です。このため、市街地の中でも、道路、排水などの整備が遅れ、住環境の悪化を招いている地区が見られます。これらを整備して、子どもから高齢者までが安心して暮らせる市街地の整備を進めます。また、世帯数の増加に伴う住宅需要に対応するため、既存宅地ストックの活用を図りつつ、地域特性に応じた用地確保を図ります。

市街地と周辺部においては「都市計画マスタープラン」のもと、便利で快適な住環境の実現や産業の活性化などを促進するため、土地区画整理事業の実施を始め、都市的機能が充実した中心市街地や地域生活拠点及び産業拠点を整備します。

宅地と農用地の混在する区域の農用地については、市街地の進展方向、地域農業へ及ぼす影響などを考慮します。

また、無秩序な農地転用を防止し、宅地への転換を検討するとともに、都市基盤整備の遅れた区域では、それらの整備と一体となった計画的な宅地化の推進に努めます。

さらに、がけ地近接等危険住宅の移転などを進めるとともに、地域の実情に応じて、高齢社会に対応した高齢者対応住宅や若者の定住を促進するための魅力ある住宅を整備します。

② 工業用地

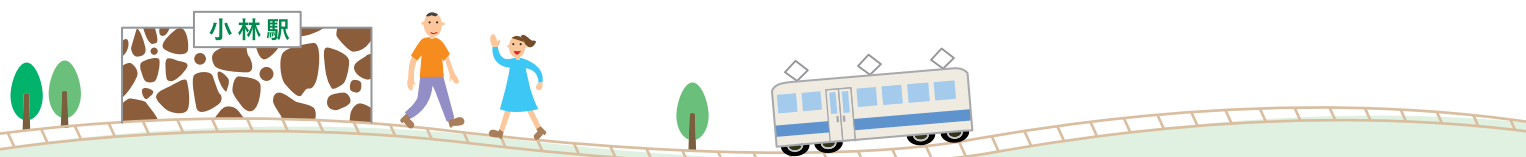
市街地の東部と西部に位置する用途地域内の工業用地及び野尻地区の工業地については、各用途に適合した規制誘導を図ります。

また、工場移転により生ずる跡地については、良好な環境整備を行い、土地利用の高度化を図るための用地として確保します。

周辺の自然環境、農業生産環境との十分な調整を図りながら、適地への工業立地に向けた誘導を行います。

③ その他の宅地

事務所・店舗など、その他の宅地については、圏域の中心都市として、魅力ある都市機能の集積を図るため、土地の有効利用を図るとともに、駐車場・オープンスペースなどの確保を推進します。



市土地利用の  
基本方向

○ その他

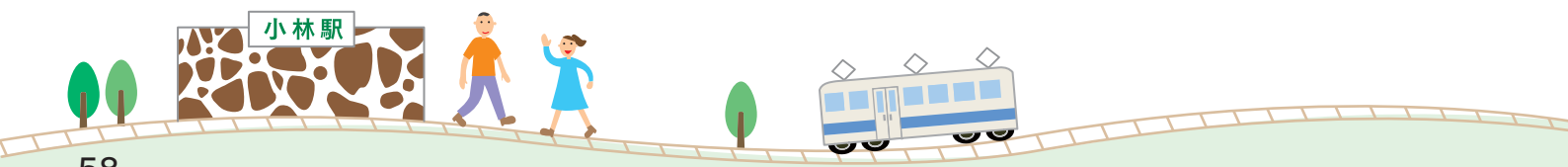
市内に分散する文教施設・厚生福祉施設・交通施設などの公共公益施設用地については、今後の行政サービス需要の増大と多様化する市民ニーズに対応するため、自然環境や農業生産環境と十分な調整を図りつつ、総合的なサービス向上のために必要な用地確保を図ります。なお、公共公益施設は災害発生時には市民の避難場所となるものであり、避難者が安全・安心して利用できる利便性の高い施設を目指した用地確保を図ります。



### (3) 都市計画区域マスタープラン（平成23年4月）

（小林都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市づくりの基本方向	<p>①クロスハイウェイ機能・国際交流機能を活かした、交流のまちづくり</p> <p>②農林産資源や観光資源を活用した癒しのまちづくり</p> <p>③豊かな自然的環境と共生した、ゆとりとるおいのある快適なまちづくり</p>
市街地像	<p><b>①既成市街地</b></p> <p>JR 小林駅周辺及び国道 221 号沿道地区の中心市街地においては、「小林市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業を促進するとともに、広域的な役割を考慮した多様な都市機能の強化や、都市基盤整備と商業機能の更新を図り、うるおいと活力のある都市づくりを目指す。</p> <p>また、基幹産業である農林業・観光と商工業とが連携し、地域の特性を活かした中心市街地の形成を目指す。</p> <p>その他の既成市街地においては、住宅・商業施設・工場などの秩序ある土地利用配置を実現するとともに、居住環境の改善や防災性の向上、少子高齢社会への対応を図り、安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けた都市づくりを目指す。</p> <p><b>②市街化進行地域</b></p> <p>南島田地区においては、土地区画整理事業の進展に伴い、宅地化の進展が予想され、集約的な市街地の形成に向けて、効率的な土地利用と都市施設整備を一体的に行うとともに、計画的な緑地空間などの配置により、安全・安心・快適なうるおいのある居住環境の形成を目指す。</p> <p><b>③郊外部の既存集落地域</b></p> <p>用途地域外に点在する既存集落においては、地域の活力を維持していくために、歴史的、自然的環境などと調和した秩序ある土地利用の実現、良好な居住環境の形成及びコミュニティの維持を目指す。</p>
主要な都市計画の決定方針	<p><b>①土地利用</b></p> <p>〈商業業務地〉</p> <p>○JR 小林駅周辺及び国道 221 号沿道地区一帯の中心市街地に、西諸圏域の中心商業業務地を配置する。「小林市中心市街地活性化基本計画」に沿って、今後は、さらにその機能の充実と都市基盤整備を一体的に促進するとともに、広域的な商業・業務・文化・交流機能などの集積・強化に努める。</p>



主要な都市  
計画の決定  
方針

〈工業地・流通業務地〉

○堤地区の既存の工業地においては、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。

〈住宅地〉

○堅田原・坂元及び上町・一本杉地区については低層の住宅地として、また、小林原地区については中層及び低層の住宅地として、今後も土地の効率的な利用を図るとともに、計画的で良好な住宅地形成に努める。

②都市施設の整備

〈交通施設〉

○交通施設については、効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路、鉄道が、効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるように、総合的・計画的な整備を推進する。また、健康で文化的な生活を営むために最低限度必要な移動環境を確保するため、多様な交通手段による地域公共交通を維持・再生し、自家用車等と公共の交通手段の最適な組み合わせ(ベストミックス)の再構築を目指す。

〈下水道〉

○健康で快適な生活環境の確保、本県の豊かな水環境や健全な水循環の保全、水質浄化に向け、効率的・効果的な整備を推進する。

○また、健全な水環境の保全、水質浄化の観点から、地域で取り組まれている環境活動等との協働・支援に努める。

〈河川〉

○一層の治水・利水機能に加え、環境や景観などの生活に潤いを与える空間の確保に努める。

○また、河川美化運動や緑豊かな水辺空間づくりを促進する市民活動との協働・支援に努める。

〈公園、緑地等〉

○公園、緑地等は、都市生活に潤いを与える空間としての機能のみならず、防災や都市景観の機能、さらには、低炭素型都市づくり要素として重要性が増してきており、地域住民との協働を図りながら、整備、保全に努める。

#### 〈その他都市施設〉

- 水道・電気などについては、平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう整備に努める。
- 「宮崎県廃棄物処理計画[第二期](平成18年3月策定)」に基づき、産業廃棄物の中間処理施設については適切な施設整備を促進する。また、その配置は周辺への環境保全に配慮した計画へと誘導するとともに、関係市町村や関係機関と調整を図る。

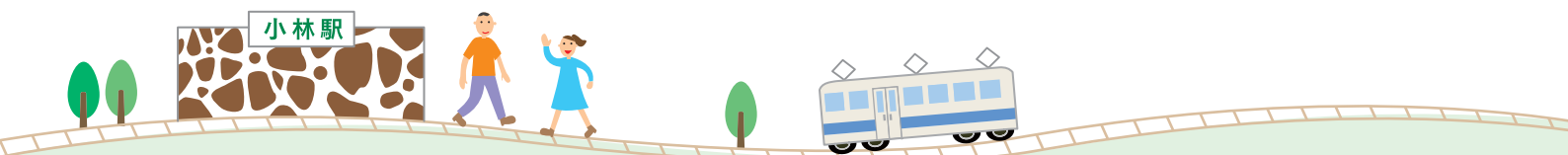
#### ③自然環境の保全、自然的環境の整備

##### 〈市街地内のうるおいのある美しい自然的環境の保全・整備〉

- 市街地内に残る貴重な緑地、社寺林などを、身近な緑として保全・活用する。
- 水や緑とふれあえる場の創出に向け、河川・水路などを活用した親水空間の整備や、道路や公園・広場の緑化により、自然的環境ネットワークの形成に努める。
- 環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から、自然的環境の特性に配慮した保全・整備に努める。

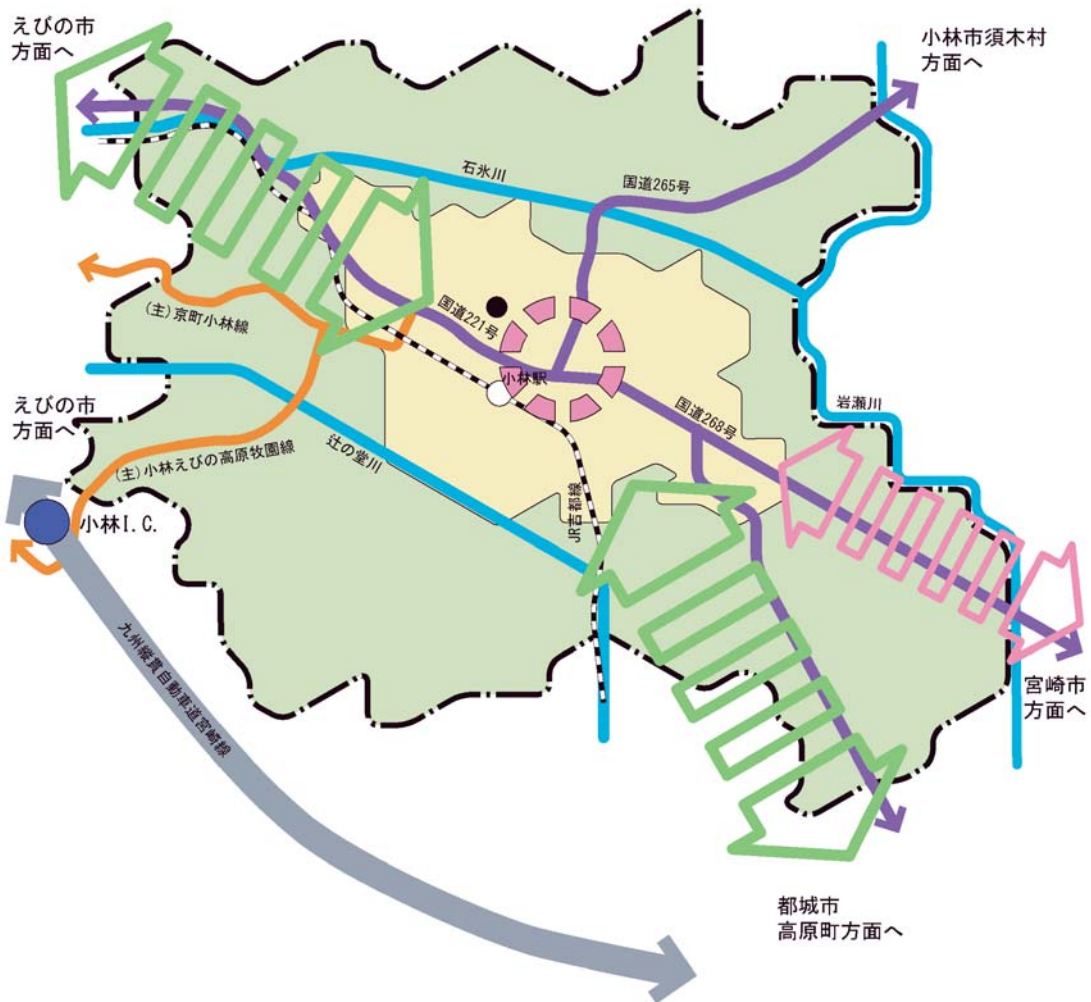
##### 〈市街地郊外部における美しい自然的環境の保全・整備〉

- 市街地郊外部に広がる河川、森林などを、生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減などを担う環境保全系統の自然環境として位置付け、保全する。
- 環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から、市街地内の自然的環境ネットワークも含めた、広域的な環境保全ネットワークの形成に努める。
- 広域的な環境保全ネットワークは、住民の環境学習や余暇活動の場及び観光資源として積極的に活用する。
- 河川の上下流域の地域連携による水源かん養機能を有する森林の保全など、自然的環境の保全・活用を促進する。





## 附図 小林都市計画区域構造図



凡 例	
---	都市計画区域界
●	市役所
■	用途地域
—	高規格道路(広域連携軸)
—	国道
—	主要地方道
—	主要河川
●○	主要な交通結節点
●	中心商業業務拠点
◇◇◇◇◇	広域連携軸
◇◇◇◇◇	地域連携軸



- <高規格道路>  
高速道路などの広域的なネットワーク形成の要となる道路。
- <中心商業業務拠点>  
圏域レベルでの中心的役割を担う商業業務地。
- <広域連携軸>  
県内主要都市と隣県などの県外主要都市を結び、九州全体の中で広域的な交流・連携を担うべきネットワーク軸。
- <地域連携軸>  
圏域間及び圏域内の都市を結び、都市機能の分担・連携を支援するネットワーク軸。



## 2 関連計画

### (1) にしもろ定住自立圏共生ビジョン（平成 25 年 7 月）

圏域の課題  
と対応策  
（取組の方  
向性）

#### (1)生活機能の強化に係る政策分野

##### ①保健・医療

医師、看護師をはじめとする医療従事者の不足は深刻で、その確保は喫緊の課題であり、地域ぐるみの理解と協力が不可欠です。

また、圏域での各種健（検）診の受診率が低く、受診率向上が課題であり、健康長寿をめざすため、健康意識を高める必要があります。

さらに、圏域は、自殺死亡者が県内でも非常に多くなっており、自殺者数の減少を図るため、相談体制や啓発の連携した取組が重要です。

##### ②福祉・介護

高齢化の進展により今後増加が予想される介護認定審査において、認定審査業務の円滑に遂行するための体制の充実を図り、審査会委員要件の専門職等の確保及び圏域内での公平性のある統一した審査判定レベルを確保する必要があります。

障がい者福祉においては、障害者総合支援法の施行等により障害福祉サービスの需要が高まり相談業務等が増加することが見込まれ、これらの業務に係る専門職員の確保が課題です。

子育て支援においては、市町独自の取組だけでは限界があり、対象等を圏域に拡大して充実を図る必要があります。

##### ③教育・文化芸術

充実した人生を送るため、生涯学習への期待と関心が高まっています。特に、高齢期を迎えた団塊世代の学習ニーズは今後、質的にも変化していくと考えられ、学習成果の発表や地域で実践できるような活動支援が求められています。

また、本圏域には、天孫降臨の神話をはじめ、各地域に有形無形の貴重な文化財が残っており、その適切な保全・継承と活用が課題となっています。

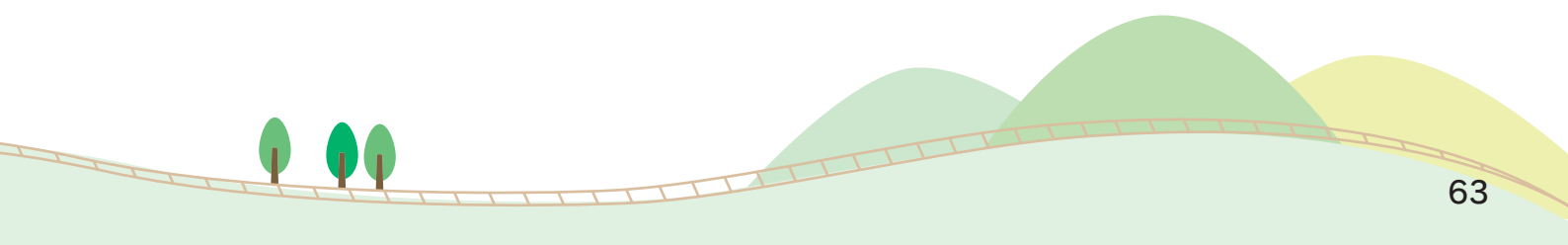
さらに、多種多様な優れた文化・芸術鑑賞等に触れる機会が少ないことも課題です。

##### ④産業振興

物産、観光等の振興を図るうえで、大都市圏域でのPR等が重要となりますが、単独自治体での取組には限界があり、企業誘致を含めて圏域での連携が必



<p>圏域の課題 と対応策 (取組の方向性)</p>	<p>要です。</p> <p>農業の振興においては、有害鳥獣防止対策や農業生産力の向上を図る西諸畑地かんがい事業の早期完成が望まれます。また、畜産の振興においては、口蹄疫等の侵入防止対策が重要であり、これらを圏域内で連携して取り組んでいく必要があります。</p> <p>さらに圏域共通の資源である霧島ジオパークの推進は、広域的な観光の振興においても重要な要素であることから圏域で連携した取組が必要です。</p> <p><b>⑤防災</b></p> <p>あらゆる災害に対応するため、迅速な情報収集・情報伝達に必要な防災システムの整備及び圏域市町の連絡体制（防災無線、衛星電話、防災メールなど）や応援体制の整備が必要です。</p> <p>また、大規模・広域的な災害の発生に備え、資機材・備蓄品等の整備を行う必要があります。</p> <p><b>⑥環境</b></p> <p>一般廃棄物の処理については、小林市で行っている廃プラスチックの共同処理において、施設・設備の整備を行う必要があります。</p> <p><b>⑦その他（えびの駐屯所の存続等についての活動の連携）</b></p> <p>陸上自衛隊えびの駐屯地は、これまでの国の施策により、平成17年以降隊員が大幅に縮小されている現状です。えびの駐屯所は、圏域の地域活性化に大きく寄与し、災害時には救助活動を展開するなど圏域との結びつきが深いため、増員増強について、圏域共同で活動を展開する必要があります。</p> <p><b>(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</b></p> <p><b>①地域公共交通</b></p> <p>地域公共交通については、圏域市町でそれぞれ取組を行っていますが、将来的には、各市町の間で取組を整理したうえで、圏域全体でどう取り組んでいくかという検討が必要と思われます。</p> <p>圏域を結ぶバス路線については、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るために運行路線の存続が求められます。</p> <p>鉄道においては、平成25年10月にJR吉都線が全線開業100周年を迎えることから、これを契機に記念イベント等を行い、圏域全体で路線維持や圏域の活性化につなげていく取組が必要です。</p>
------------------------------------	---





圏域の課題  
と対応策  
(取組の方向性)

②道路等の交通インフラの整備

住民生活、産業及び経済活動を支える交通ネットワークを強化し、圏域内外の円滑な広域交通を確保するため、主要幹線道路の整備促進や生活圏相互を結ぶ幹線道路の整備など、連携して交通インフラの整備拡充を図る必要があります。

③地域内外の住民との交流・移住促進

都市と農村など地域内外の住民との交流を促進し、地域の活性化を図るためには、圏域内連携によるグリーン・ツーリズム、農家民泊の促進、教育旅行の受け入れの推進などが重要です。また、圏域内の温泉施設や宿泊施設等を活かしたスポーツ大会及び合宿等の誘致に圏域市町が連携して取り組む必要があります。

移住定住の促進については、空き家等情報バンクの構築や充実、情報発信やPRの強化が課題であり、また低コストで体験滞在が可能となる取組も求められています。

④その他（交通安全・防犯、男女共同参画社会構築や人権啓発に関する連携）

住民の安心・安全のため、交通安全や防犯について、圏域内の住民への啓発が必要です。

男女共同参画社会づくりにおいては、一つひとつの積み重ねが必要であり、そのために啓発が重要です。

人権啓発においては、長期的な視野に立ったたゆまぬ活動が必要です。

(3)圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

①宣言中心市等における人材の育成

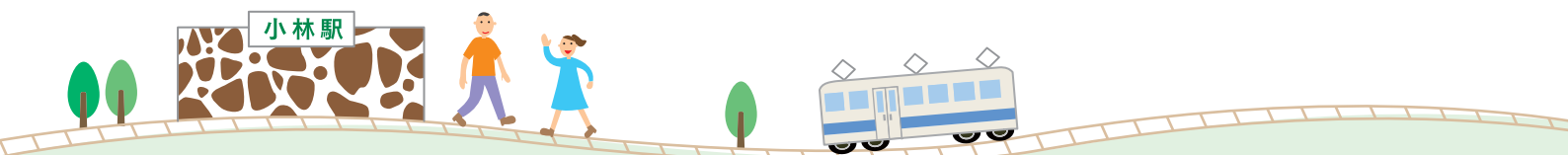
②圏域内市町の職員等の交流

地方分権の進展や住民ニーズの多様化・高度化が進む中、基礎自治体においては、これまで以上に主体性と責任を持った行政運行を行うことが求められています。

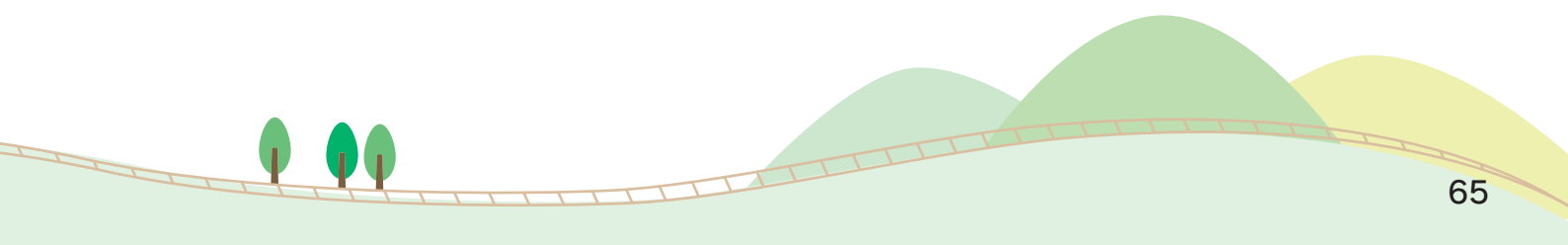
このため、それらに的確に対応できる自治体職員の資質向上及び能力向上が重要な課題です。

③市民協働の推進

協働のまちづくりを進めるためには、NPO（市民活動団体）の活性化と市民活動の促進、並びに広域的な情報交換などの仕組みづくりが必要です。

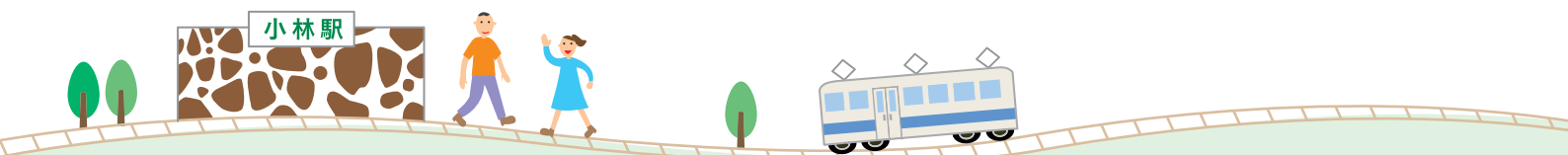


<p>圏域の課題 と対応策 (取組の方向性)</p>	<p>また、地域コミュニティ活動や市民活動等を含めた協働によるまちづくりの啓発が不足しており、市民活動等に対する住民の理解促進、行政職員の意識改革も併せて行う必要があります。</p> <p>④地域づくりに資する人材育成</p> <p>地域づくりにおいては、リーダーの育成が重要です。</p> <p>防災や福祉、医療、教育などあらゆる分野におけるリーダーを育成し、地域づくりにおいてそれぞれの活動の場を創出する必要があります。</p>
------------------------------------	--



## (2) 小林市住宅マスタープラン（住生活基本計画）（平成24年3月）

<p>目標</p>	<p>豊かな自然と共生し、すべての人にやさしく 快適な喜びを実感できる住まい・まちづくり</p>
<p>基本方針</p>	<p><b>基本方針①：安全・安心に住みつづけられる良質な住宅ストック ・まちづくり</b> 近年、集中豪雨による土砂災害や新燃岳の噴火、大規模地震の発生など自然災害が多発しており、安全に安心して生活できる環境整備が急務となっています。 そのため、地震や台風など自然災害に強い住環境づくりを進めるとともに、住宅の耐震化の促進やストックの有効活用による環境負荷の低減、道路、公園等の生活基盤づくりや地域公共交通対策など、安全に安心して快適に生活できる住まい・まちづくりを進めます。</p> <p><b>基本方針②：公共と民間による重層的な住宅セーフティネットづくり</b> 全ての人が、安心して暮らしていくためには、「居住の安定」は非常に重要です。その受け皿の一つとなる公営住宅については、長寿命化計画に基づいた計画的な建替え・個別改善を実施します。また、高齢者・障がい者が自宅で快適に自立した日常生活を送るため、住宅のバリアフリー化推進や医療・福祉分野との連携など、ハード・ソフト両面の取り組みによる環境づくりを推進します。一方、若年層の地域定着のためにも、子育て世代向け賃貸住宅の充実や福祉施策との連携など、子育てしやすい環境づくりを推進します。</p> <p><b>基本方針③：地域の特性に応じた魅力ある住まい・まちづくり</b> 人々が地域に愛着を持って生活していくためには、地域の魅力向上が非常に重要です。そのため、中心市街地の再生や身近な住環境や景観の整備による地域の魅力向上、豊かな自然環境などの地域特性を活かした定住化施策の展開など、地域活力向上を図る魅力的な住まい・まちづくりを進めます。</p> <p><b>基本方針④：住民・民間・行政との連携・協働による住まい・まちづくり</b> 少子高齢化、社会保障の増大による財政の逼迫、経済情勢の不安定など、社会経済情勢は大きく変化しています。そのような中、行政・民間・住民が各々でまちづくりを進めていくには限界があるため、住民・民間・行政それぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら効果的に住まい・まちづくりを進めていきます。</p>



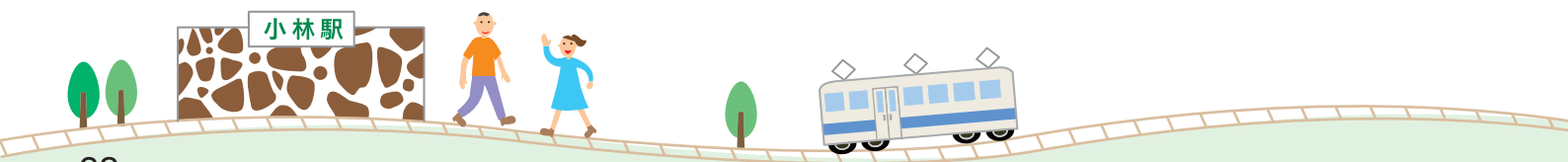
### (3) 小林市中心市街地活性化基本計画（平成27年策定中）

<p>コンセプト</p>	<p>「ひと」「もの」「かね」「ちえ」地域資源を総動員した中心市街地活性化 ～買い物の場、働く場、コミュニティの場、憩いの場、自己の夢を 実現できる街を目指して～</p>
<p>基本方針</p>	<p><b>基本方針1 働く舞台としての中心市街地</b></p> <p>人が集まるところには「市（いち）」が立つ。そもそも中心市街地は、「市（いち）」が発展したもので、「市（いち）」は、周辺地域から食料品や日用品等を持ち寄り、売買・交換する、買い物の場であり、働く場でもある。特に、小林市には、味わい豊かな農産物やその加工品、各家庭が脈々と受け継いできた郷土料理や惣菜、各自の得意技を活かしたサービス・物品など、個店がもつ魅力豊かな店を演出する産品が満ちている。</p> <p>このため、この中心市街地に販売拠点および販売ルートの構築を推進するとともに、空き店舗の活用など魅力ある個店の出店を促し、本来、中心市街地がもつ雇用の場、働く場としての機能を取り戻すまちづくりを推進していく。</p> <p><b>基本方針2 賑わいの場としての中心市街地</b></p> <p>「市（いち）」は、日常生活で不可欠な働く場、買い物の場としての機能だけでなく、異質のものが出会い交わる交流の場であり、住民相互が触れ合い助け合うコミュニティの場であり、自分達の夢や希望を体現・表現する自己実現の場でもある。特に、小林市においては、市民協働のイベントが開催され、趣味や特技を活かした店がオープンしている。</p> <p>このため、中心市街地に、空き店舗や公園等を活用しながら、市民が憩い交流する賑わいの空間の整備を進めるとともに、物産市やコミュニティカフェなどを整備・活用して、特に観光客が街中を回遊できる環境づくりを推進していく。</p> <p><b>基本方針3 暮らしの場としての中心市街地</b></p> <p>中心市街地には、行政機関や銀行、郵便局、病院などの公共施設や商店が集積しており、鉄道や路線バスといった公共交通機関の結節点でもある。特に、小林駅南側は、展望豊かな優良な住宅地が供給されているとともに、老人ホームや病院が整備され、平成27年4月には看護専門学校の開校も予定されている。</p>



基本方針

このため、優良な住宅や福利施設等の一層の集積を促し、高齢社会に求められるコンパクトで快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、託児所や子どもと入れる飲食店など子どもを生み・育てやすい環境整備も併せて進めていく。



## (1) 人口フレーム

将来人口の推計は、平成 17 年および平成 22 年の国勢調査人口を実績人口として、コーホート要因法により推計を行いました。

### □推計の設定条件

- ①生残率は、平成 12 年および平成 17 年の市区町村別生命表からそれぞれに求めた生残率の平均値を使用しました。
- ②婦人子ども比は母親となる年齢層（25～39 歳）に対する 0～4 歳の子ども（男児・女児）の割合から求めて、平成 22 年の値を使用しました。
- ③出生者の男女比は平成 12 年および平成 17 年の値を使用しました。
- ④将来の生残率、移動率、出生率（婦人子ども比）、出生者の男女比は変化しないものとししました。

表：推計人口

目標年次	現 況		推 計 人 口			
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年
人口（人）	<b>49,820</b>	<b>48,270</b>	<b>46,500</b>	<b>44,200</b>	<b>41,500</b>	<b>38,500</b>

### □コーホート要因法による将来人口の推計結果

表：人口総数と人口増減(四捨五入)

(単位：人)

	実績			推計					
	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
人口総数	51,697	49,820	48,270	46,500	44,200	41,500	38,500	35,300	32,200
増減	-	-1,877	-1,550	-1,770	-2,300	-2,700	-3,000	-3,200	-3,100

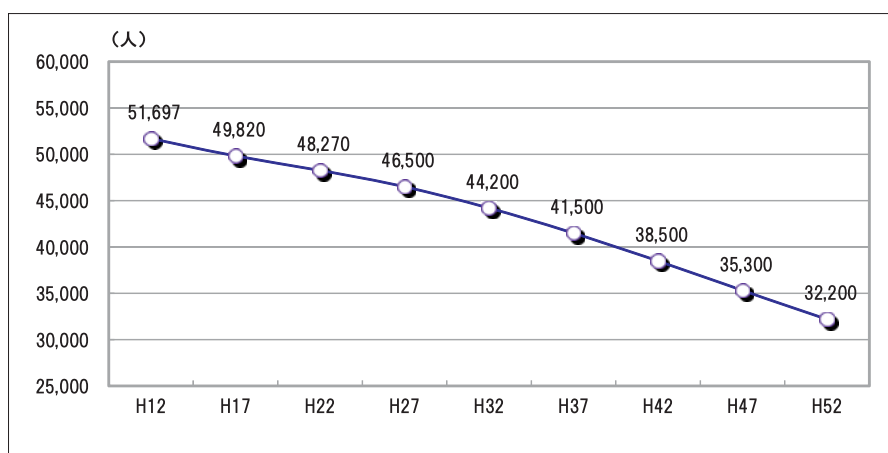


表: 年齢階層別人口(実数)

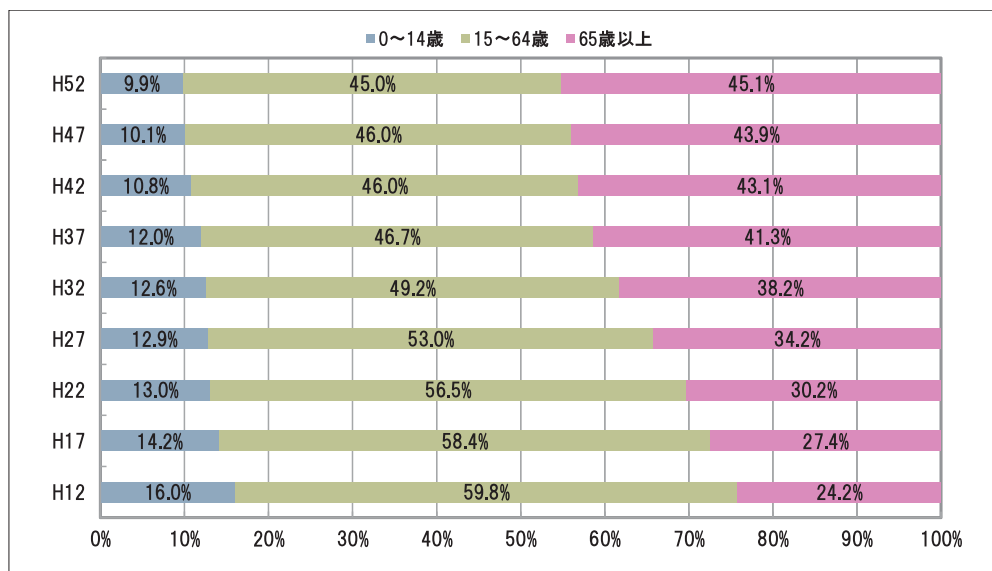
(単位:人)

	年齢	実績			推計					
		H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
年齢階層別人口	0~14歳	8,294	7,052	6,285	5,976	5,562	4,970	4,179	3,565	3,174
	15~64歳	30,901	29,104	27,286	24,629	21,749	19,401	17,733	16,219	14,468
	65歳以上	12,502	13,664	14,566	15,892	16,902	17,152	16,625	15,513	14,510
	年齢不詳	-	-	133	-	-	-	-	-	-
	(75歳以上)	5,355	6,777	8,282	8,985	9,190	9,969	10,647	10,584	9,873

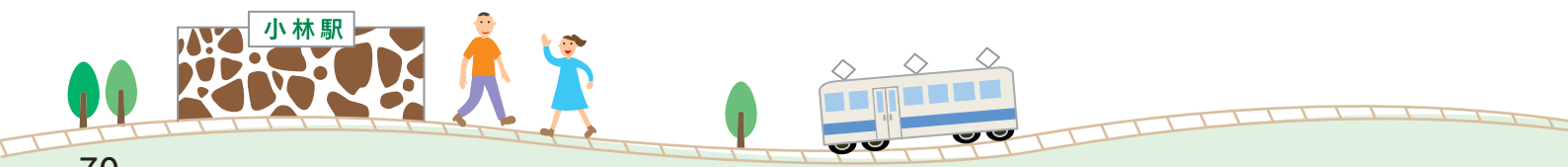
表: 年齢階層別人口(構成比)

(単位:%)

	年齢	実績			推計					
		H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
年齢階層別人口	0~14歳	16.0%	14.2%	13.0%	12.9%	12.6%	12.0%	10.8%	10.1%	9.9%
	15~64歳	59.8%	58.4%	56.5%	53.0%	49.2%	46.7%	46.0%	46.0%	45.0%
	65歳以上	24.2%	27.4%	30.2%	34.2%	38.2%	41.3%	43.1%	43.9%	45.1%
	年齢不詳	0.0%	0.0%	0.3%	-	-	-	-	-	-
	(75歳以上)	10.4%	13.6%	17.2%	19.3%	20.8%	24.0%	27.6%	30.0%	30.7%



※年齢階層別構成比の値について、四捨五入の関係で表示の値の合計が100%にならない場合があります。



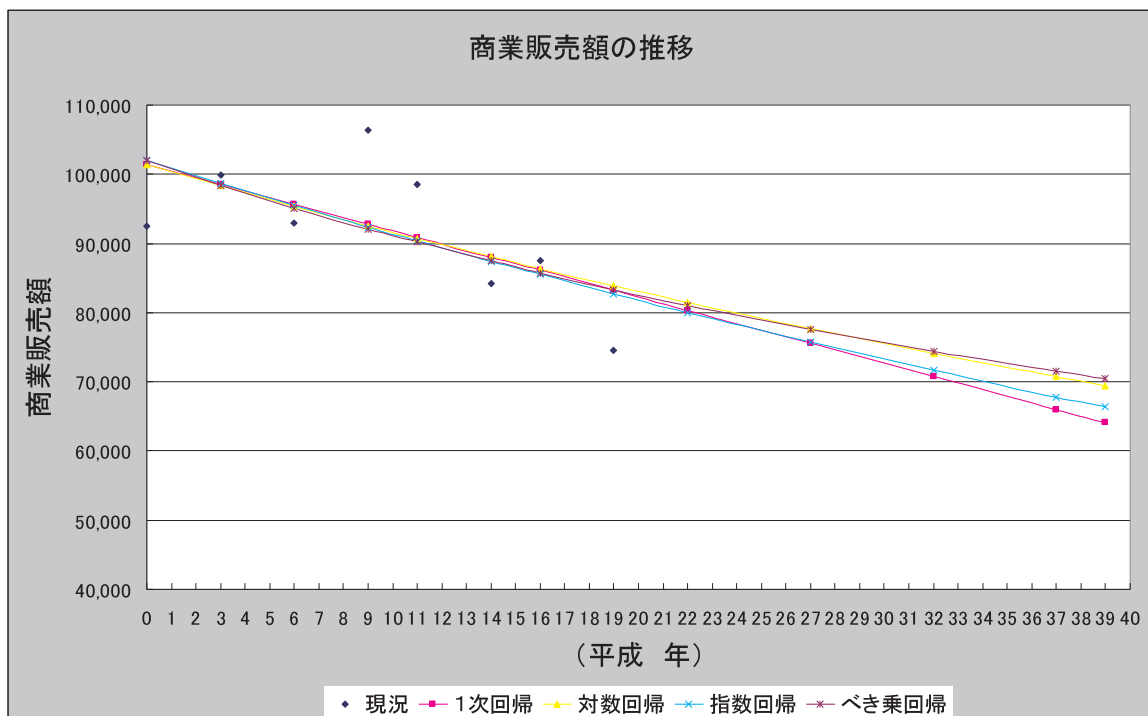
## (2) 商業フレーム

商業フレームについては、昭和 63 年～平成 19 年までの商業販売額を基に、4 つの回帰式により推計を行いました。4 つの回帰式の平均値を採用値とし、平成 39 年に約 68,000 百万円としました。

表：商業販売額の推計

(単位：百万円)

項目	年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成39年	相関係数
1次回帰		80,354	75,564	70,773	65,983	64,067	0.627
対数回帰		81,516	77,719	74,127	70,720	69,405	0.603
指数回帰		80,020	75,725	71,661	67,815	66,335	0.608
べき乗回帰		81,087	77,614	74,467	71,599	70,521	0.584
平均		81,000	77,000	73,000	69,000	68,000	





### (3) 工業フレーム

工業フレームについては、平成5年～平成20年までの製造品出荷額を基に、3つの回帰式により推計を行いました。3つの回帰式の平均値を採用値とし、平成39年に約29,000百万円としました。

表: 製造品出荷額の推計

(単位: 百万円)

項目	年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成39年	相関係数
対数回帰		29,659	29,550	29,459	29,382	29,354	0.999
指数回帰		29,736	29,687	29,638	29,589	29,570	0.999
べき乗回帰		29,645	29,537	29,448	29,372	29,344	0.999
平均		30,000	30,000	30,000	29,000	29,000	

